



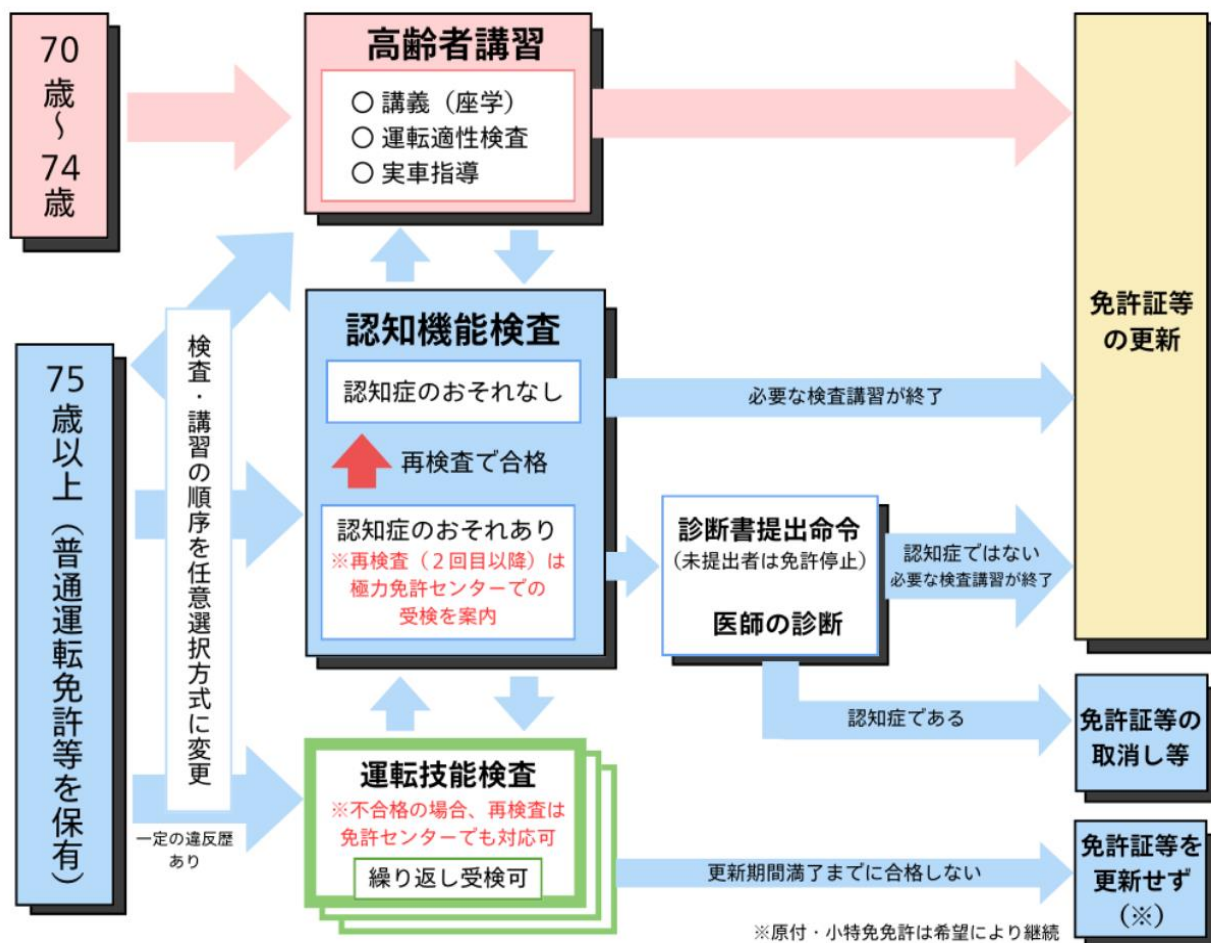
あなたも、家族も理解できていますか？

高齢運転者の 免許更新

令和4年に道路交通法の一部を改正する法律の施行にあわせて、認知機能検査と高齢者講習の内容が改正されました。

70歳以上の運転者は「高齢者講習」を、
75歳以上の運転者は「認知機能検査」・「運転技能検査(対象者のみ)」・
「高齢者講習」を受けなければ、免許の更新はできません。

高齢者が更新時に行う講習等の流れ



認知機能検査について

75歳以上の運転者が免許更新を受けようとするときに、受けなければなりません。検査時間は約30分。総合得点を算出し「認知症のおそれなし」、「認知症のおそれあり」のいずれかに判定されます。 R7.4月時点

「手がかり再生」…記憶した16枚のイラストの名前を回答する。

「時間の見当識」…検査日の年月日、曜日、時刻を回答する。

運転技能検査について

75歳以上で一定の違反がある運転者は受けなければなりません。検査時間は約20分。検査の結果が一定の基準に満たない場合は、免許証等の更新をすることができません。 R7.4月時点

検査の詳細や、実際の検査問題を警察庁のホームページで見ることができます。

参照: <https://www.pref.shizuoka.jp/police/shinse/menkyo/korei/2005906/index.html>



更新時の高齢者講習は、**運転免許センター・警察署では実施していません。**自動車学校で受講となります。
認知機能検査や運転技能検査は、再度受けることができますが、その都度、**検査料が必要となりますのでご注意ください。**

認知機能の衰えや病気、処方薬の影響で事故のリスクが高まるため、周囲の人々が気づいた点をしっかり伝えることも大切です。
全てのドライバーが、事故防止の意識を高く持てるようにしたいですね。

免許を返納しようか迷ってる… 講習や検査について聞きたいことがある…
高齢の親に運転を卒業してほしいけど何かアドバイスはある?等はこちらにご相談ください。

高齢運転者支援ホットライン 警察本部に開設した相談専用ダイヤル

054-250-2525

平日10:00~17:00 (土日・祝日、年末年始を除く)

※講習などの予約はできません。